

盛岡広域振興局長告示第52号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和5年10月27日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1(1) 名称 盛岡市渋民好摩特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 盛岡市地内の国道4号と市道山屋馬場2号線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み市道舟田一本木線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道柴沢下田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道柴沢一本木線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道柴沢舟田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道舟田一本木線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道舟田一本木枝線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道石羽根線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道陣場生出向線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道柴沢下田線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道下田生出線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道下田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道川崎夏間木線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道夏間木線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに北東に進み市道稲荷神社線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み県道渋民田頭線との交点に至り、同点から同県道を北に進み市道好摩永井沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みJR花輪線との交点に至り、同点からJR花輪線を南東に進みさらに南西に進み市道好摩永井線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道中塚線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上山東線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み県道好摩停車場線との交点に至り、同点から同県道を東に進み県道渋民田頭線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み市道山屋馬場2号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 紫波町上平沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の県道紫波雫石線と町道石田線との交点を起点とし、起点から県道紫波雫石線を東に進み県道紫波インター線との交点に至り、同点から同県道を東に進み町道高田関口線との交点に至り、同点から同町道を南に進み県道志和石鳥谷線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み町道石田線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 矢巾町岩崎川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡矢巾町地内の町道西部開拓線と町道宮田線との交点を起点とし、起点から町道西部開拓線を南に進み町道矢巾温泉線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道鶯ヶ平5号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町有地と町有林13林班13小班、14小班及び26小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに東に進み町有地と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林13林班16小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み町道安庭線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道西部開拓線との交点に至り、同点から同町道を南に進み民有地と民有林12林班43小班、53小班及び57小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み町道六串田2号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道六串田6号線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道六串田3号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道清流線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道南昌山線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み民有地と民有林14林班3小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有地と国有林盛岡森林管理署432林班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有地と民有林14林班4小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進み民有林14林班5小班、6小班、15小班及び64小班と民有林14林班16小班、17小班、65小班、67小班及び68小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進み民有地と民有林14

林班16小班、19小班及び29小班的境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道宮田線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み民有地と民有林17林班1小班、2小班、3小班、4小班、5小班、7小班、10小班、11小班、12小班及び13小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに北東に進み町道南昌1号線と町道南昌4号線との交点に至る道路との交点に至り、同点から同道路を東に進み町道南昌4号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道宮田線との交点に至り、同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器